

資金不足比率について

財政健全化法で、地方公共団体は、公営企業会計の平成19年度決算数値から、次の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになりました。

本町では、下水道事業特別会計が該当し、その平成21年度決算に基づく資金不足比率は、以下のとおりです。

経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

| 区 分 | 資金不足比率 | 備考(事業の規模) |
|-----------|--------|-----------|
| 下水道事業特別会計 | — | 193, 602 |

※ 資金不足比率は資金不足額がないため、—で表示します。

| | | |
|---------|--------|--|
| 経営健全化基準 | 20. 00 | |
|---------|--------|--|

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、経営の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査契約による監査

資金不足比率

(趣旨)公営企業の資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0}{193,602} \text{ 千円} = \boxed{- \%}$$

- 資金の不足額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債)－解消可能資金不足額

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

- 事業の規模(法非適用企業)＝①営業収益に相当する収入の額－②受託工事収益に相当する収入の額

| | | | | |
|---------|---|---------|---|---|
| 事業の規模 | = | ① | - | ② |
| 193,602 | | 193,602 | | 0 |